

# 説明資料

## (金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告)

金融審議会総会  
2026年2月3日

# 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告の概要

有価証券の不公正取引等について、不正と考えられるものの既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、違反行為として捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例が生じていること等への制度的対応を行う。

## (1) インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大等

- 公開買付けに係るインサイダー取引規制の対象者として、**公開買付けの対象企業(買われる側)と契約を締結・交渉している者**(例:対象企業のアドバイザー)等を追加

(注1)公開買付けをする者(買う側)の関係者は広範に規制対象者とされているが、公開買付けの対象企業(買われる側)の関係者はその役職員のみが規制対象者とされている。

(注2)その他、インサイダー取引規制における「親会社」の定義を見直す(有価証券報告書等に記載されていなくても、他の会社を支配している会社は親会社とする)。

## (2) 課徴金制度の見直し(算定方法の見直し)

- 公開買付けに係るインサイダー取引の課徴金の水準を引上げ

(注3)近時の事例を踏まえた公開買付けのプレミアム分(例えば、公表前の価格の50%増し等)を考慮したものにする(現行は公表後2週間の最高値)。

- 大量保有報告制度違反に係る課徴金の水準を引上げ

(注4)近時の事例を踏まえた価格変動分(例えば、7%等)(現行は0.1%)を考慮したものにする。

- 高速取引行為(HFT)による相場操縦に対する課徴金の算出方法の適正化

(注5)マイクロ秒単位で高速・高頻度に注文を繰り返して薄利の取引(1万円未満)を大量に行うという傾向を踏まえ、端数の切捨て処理の基準値を1万円未満から1円未満に変更する等。

## (3) 課徴金制度の見直し(対象の拡大等)

- 他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う者に対する課徴金の水準を引上げ

(注6)例えば、違反行為による利得相当額の1.5倍等。

- 口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金を創設

(注7)例えば、違反者の利得相当額の半額等。

- 課徴金減算制度について、調査開始後における協力度合いに応じて減算する制度を導入

## (4) 調査権限等の拡充

- 外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出頭を求める権限を追加

(注8)IOSCO EMMoU(各国当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み)への署名要件の一つとして、当局に出頭を求める権限が必要。

- 金融商品取引業の無登録業に対する証券取引等監視委員会の犯則調査権限を追加

## (5) その他の論点

- 犯則調査手続をデジタル化(刑事訴訟手続のデジタル化と同様)

- 金融商品取引業者の退出時における顧客財産の返還に関する制度(管理人制度)を創設

(注9)近年の登録取消事案において、役員が不在となる事案が発生。